

令和7年度 第三者適正性チェック 対象工事一覧

【関東地方整備局】

契約変更年月日	工事の名称	変更前の契約金額	変更後の契約金額※	工事場所	工期	工事概要	第三者適正性チェック内容			
							第三者チェックの該当項目	工事変更の内容	工事変更の理由	第三者の意見概要
令和8年 1月30日	明治記念大磯邸園西 地区2期(22)建 築改修その他工事	20.7億円	21.6億円	神奈川県 中郡大磯 町	R4.11.11 ~R8.3.31	西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸 (RC-2/1,延べ799.85 ㎡)他の保存活用のための保存改修 工事	変更見込 金額の合 計が当初 の請負代 金額以上 となるも の(温室 安全対策 工事の追 加等	温室耐震補強及び利 用者安全対策工事の 追加	工事発注後、施工者が内部仕上げ や外部仕上げの撤去後に行った解 体調査により、既存木軸部に想定 以上の蟻害・腐朽があることが判 明し、これまで改修方法及び改修 範囲の変更を行ってきた。当初耐 震安全性の確認は建物本体のみで あったが、温室の改修方針を検討 する過程で耐震安全性を確認する 必要が生じ、詳細調査を行ったと ころ強度不足が判明した。今回の 変更は、調査結果について保存改 修方針等を決定する明治記念大磯 邸園邸宅保存活用計画検討委員会 において、歴史的建造物(文化 財)として極力創建当時の形態を 保存することと、耐震安全性の確 保とを両立する方針が決定された ことから、温室の形態を保存する 最小限の耐震補強工事と利用者安 全対策工事を行うこととなった。 これらの内容は、温室が建物本体 と一体となっているため、建物全 体の保存改修工事と密接不可分な 関係(一体性)にあり、現在進め ている工事と連携を図りながら同 時に施工を行うことが必要である ことから、本工事に追加するもの である。	契約変更の内容は、既に契約さ れた内容と一体性があるものと 判断できる。
令和8年 3月2日	総務省第二庁舎(22) 建築改修その他工事	60.9億円	72.6億円	東京都 新宿区	R5.2.10~ R8.10.30	総務省第二庁舎(SRC-8-2,延べ 約35,000㎡)の耐震(免震)改 修及びそれに伴う電気設備改 修、機械設備改修、エレベ ーター設備改修工事等	変更見込 金額の合 計が当初 の請負代 金額以上 となるも の(既存 躯体補 修、補強 躯体の 変更、仮 設の見直 し等)	免震改修に係る既存 躯体の補修、補強 躯体の変更、石綿含 有材、ダイオキシン含 有材の撤去処分追加、仮設計画の見直 し及び追加、その他 取り合いに係る変更 等	本工事は耐震(免震)改修を実 施するものであるが、工事発注手 続きにおいて、建築工事は契約に 至ったが、電気、機械、エレベ ーター設備工事は入札不調となり、 所要の耐震安全性を早期に確保す る事業目的が達成することができ ない事態となった。これらの設備 工事は、建築工事と密接不可分な 関係(一体性)にあり、連携を図 りながら同時に施工を行うことが 必要不可欠な内容であるため、契 約済の建築工事に入札不調とな った設備工事を追加し、増額の変更 契約を行った。 今回の変更は、工事着手後の詳 細調査等により、設計時の想定と は異なる状況が判明し、既存躯体 の補修、補強躯体の変更、石綿含 有材・ダイオキシン含有材の撤去 処分の追加、仮設計画の見直し及 び追加、その他取り合いに係る変 更等を行うものであり、これらの 内容は、現在進めている免震改修 工事と密接不可分な関係(一体 性)にあり、連携を図りながら同 時に施工を行うことが必要不可欠 な内容であるため、本工事に追加 するものである。	契約変更の内容は、既に契約さ れた内容と一体性があるものと 判断できる。

※第三者適正性チェックの対象以外の契約金額も含む全体の契約額